

用語集

用 語 集

本用語集では、下水道事業に関する主な用語を五十音順に掲載している。

あ行

維持管理負担金（いじかんりふたんきん）

各市町村から排出される下水を集め、東京都が広域で、終末処理場である水再生センターで下水の処理を行うにあたり、受益者である各市町村から徴収する負担金。流入する水量に対し、維持管理負担金単価を積算し、算定する。武蔵野市は、区部に流れる分と、流域（多摩地域）に流れる分とがあるため、区部流入分と、流域分それぞれの維持管理負担金を東京都に対して支払っている。

ウォーターPPP（うおーたーぴーぴーぴー）

水道、下水道、工業用水道における官民連携方式のうち、コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式を合わせた総称である。

雨水処理負担金（うすいしよりふたんきん）

雨水の処理は公費（税金）で、汚水の処理は私費（下水道使用料）で賄うという原則に基づき、雨水の処理に係る費用を、一般会計から下水道事業会計へ繰り入れるための負担金。

汚水処理原価（おすいしよりげんか）

有収水量 1m³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

か行

管渠（管きょ）（かんきょ）

下水を排除するために設ける排水管、排水渠などの排水施設。

企業債（きぎょうさい）

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

起債（きさい）

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。

経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

経費回収率（けいひかいしゅうりつ）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

減価償却費（げんかしょうきやくひ）

業務のために用いられる資産の取得にかかった費用を、その資産の使用可能期間（耐用年数）にわたって毎年度費用として計上するもの。

建設改良積立金（けんせつかいりょうつみたてきん）

建設改良工事等の財源とするための積立金。

さ行

資金収支（しきんしゅうし）

一定期間における現金の収入と支出の結果として生じる資金（現金・預金）の増減を示す指標。

資本的収支（しほんてきしゅうし）

企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良および建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。

収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）

一事業年度における企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用。

据置期間（すえおききかん）

企業債の借入後、元金の返済を開始するまでの間、元金の返済を猶予する期間である。なお、据置期間中も通常は利息を支払う。

ストックマネジメント（すとっくまねじめんと）

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている。

総務省繰出基準（そうむしょうくりだしきじゅん）

地方公営企業に対する一般会計からの繰出金（負担金）の額や負担区分を定めた総務省通知。毎年度示され、各公営企業はこれを参考に、一般会計からの繰出金（負担金）の額を算定する。

た行

他会計負担金（たかいけいふたんきん）

他会計繰入金ともいい、同じ自治体の中で、ある会計が別の会計の経費を負担するために支出される内部な負担金。雨水処理負担金も他会計負担金のうちの一つ。

は行

不明水（ふめいすい）

下水道管に流入する下水のうちで、地下水、直接浸入水などからなるものをいい、有収水量以外の下水量である。

包括委託（包括的民間委託）（ほうかついたく）

下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式であり、性能発注方式であること、複数年契約であることを基本的な要素とする。

ま行

水再生センター（みずさいせいせんたー）

下水を処理して浄化し、河川、海等に放流する終末処理施設で、東京都が運営している。武蔵野市の下水は、落合、森ヶ崎、清瀬と 3 か所の水再生センターに運ばれ、処理されている。

や行

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

下水道使用料の徴収対象となる水量。

有収率（ゆうしゅうりつ）

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量がどれくらいあるのかを示す指標。
（算式）年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量